

令和8年度
小諸市庁内ネットワーク更新業務
プロポーザル実施要領

令和8年4月
小諸市 企画課

1 業務概要

(1) 業務名

令和8年度 小諸市市内ネットワーク更新業務

(2) 目的

老朽化している市内ネットワークの更新及び無線化環境の整備を行う。現行のネットワーク環境は、平成27年(2015年)10月に運用を開始しており、耐用年数を超過するとともに、ソフトウェアの更新が困難な状況となっている。このため、ハードウェア及びソフトウェアを更新し、システムが安定稼働できる環境を確保する。あわせて、無線LAN環境を整備することで、配線コストの削減や、業務・運用管理の効率化を図る。

(3) 業務内容

「令和8年度 小諸市市内ネットワーク更新業務仕様書」(以下「仕様書」という。)のとおりのとおり

(4) 履行場所

小諸市役所

(5) 履行期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

(6) 事業の提案上限価格

提案上限価格 32,549,220円(消費税及び地方消費税を含む)

この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものであることに留意すること。

2 参加資格要件

本プロポーザルに参加できる者は、以下の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき、更生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (3) 民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき、再生手続開始の申立てがなされていないこと。
- (4) 小諸市物品購入等入札参加登録者名簿に登録があること。
- (5) 長野県内に本社又は営業所等を有する者であること。
- (6) プロポーザル参加申請書の提出期限から受託候補者の決定の日まで、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱(平成12年小諸市告示第32号)の規定による指名停止を受けていないこと。
- (7) 平成29年度以降、国又は地方公共団体から発注されたネットワーク構築・更新に係る業務又はこれに類する業務を受託した実績を有する者であること。ただし、元請けで、

完了済みのものに限る。

(8) 長野県税及び市町村税を滞納していないこと。

3 担当部局及び提出先等

(1) 担当部局及び提出先

小諸市役所総務部企画課DX推進係

〒384-8501 小諸市相生町三丁目3番3号

電話 0267-22-1700 (内線 2352) FAX 0267-23-8766

電子メール dx@city.komoro.nagano.jp

(2) 事務等の取扱日時

土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時15分までとする。

4 実施に係る日程

	内容	日にち
1	仕様書、実施要領公表及び様式配布 ※市ホームページからダウンロード	令和8年4月2日(木)
2	質問書の提出期限	令和8年4月9日(木)
3	参加に関する質問への回答	令和8年4月16日(木)
4	プロポーザル参加申請書の提出期限	令和8年4月23日(木)
5	参加資格確認結果通知書	令和8年4月30日(木)
6	提案書の提出期限	令和8年5月21日(木)
7	プレゼンテーション(審査会)	令和8年5月28日(木)
8	審査結果通知・公表・契約	令和8年6月上旬
9	業務履行期間	契約締結日～令和9年3月31日(水)
10	保守開始	令和9年4月1日(木)

※上記スケジュールは予定であり、変更となる場合がある。

5 仕様書、実施要領、様式の配布期間及び入手方法

(1) 配布期間

公告日から令和8年5月28日(木)

(2) 入手方法

小諸市役所ホームページ (<http://www.city.komoro.lg.jp/>) からダウンロードすること(市役所窓口での配布は行わない)。

6 参加に関する質問及び回答

(1) 受付期限

令和8年4月9日(木)午後5時15分まで

(2) 提出方法

提出先まで質問書(任意様式)を電子メールにて送信すること。電子メールの件名は、「小諸市市内ネットワーク更新業務質問書【事業者名】」とすること。

(3) 回答方法

質問に対する回答は、受付期間終了後、質問内容とあわせて令和8年4月16日(木)までに市ホームページに掲載する。

7 参加申請書の提出

(1) 提出期限

令和8年4月23日(木)午後5時15分まで

(2) 提出先及び提出方法

担当部局へ電子メール、持参又は郵送のいずれかの方法により提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限内必着とする。電子メールの件名は、「小諸市市内ネットワーク更新業務参加申請書【事業者名】」とすること。

(3) 提出書類

- ① プロポーザル参加申請書(様式第1号)
- ② 提案者概要説明書(任意様式)
- ③ 導入実績説明書(任意様式)

(4) 提出部数

各1部

8 提案書の提出

参加資格を有することを認める旨の通知を受けた者は、次により必要書類を提出するものとする。

(1) 提出期限

令和8年5月21日(木)午後5時15分まで

(2) 提出先及び提出方法

担当部局へ持参又は郵送により提出すること。ただし、郵送の場合は提出期限内必着とする。

(3) 提出書類(以下、提出書類一式を提案書等という。)

- ① 提案書(様式第4号)
- ② 企画提案書(任意様式)
- ③ 参考見積書及び内訳明細書(任意様式)
 - ・令和8年度 小諸市市内ネットワーク更新業務
 - ※契約日から令和9年3月31日までの更新業務にかかる見積書

・小諸市庁内ネットワーク環境保守業務

※令和9年4月1日から60ヶ月間のランニング費用にあたる見積書

(4) 企画提案書（任意様式）について

別紙「仕様書」の内容に基づいたものとし、以下の内容が記載されていること。

	項目	記載内容
1	基本方針	ネットワーク環境構築に対する基本的な考え方について
2	業務体制	ネットワーク環境構築に係る業務体制について
3	ネットワーク構成	ネットワーク環境の構成について
4	ネットワークの機能や特徴等	各機能や特徴等について
5	保守体制	保守の基本的な考え方、体制、内容、対応可能な時間、障害対応等について
6	セキュリティ対策	情報セキュリティ対策について
7	移行作業	移行の方法やスケジュールについて

(5) 提出部数

紙媒体 各6部（正本1部、副本5部）

電子データ 提出書類一式のPDFデータ（電子メール又はCD-R等の電子媒体）

(6) 留意事項

- ① 提案内容はA4判で作成し、30ページ以内とすること（資料やイメージ図は、見やすくするためA3判を使用してもよいが、A3判は2ページとして扱い、A4判と同じ大きさになるよう折り込むこと）。なお、表紙、裏表紙、目次は上記ページ数に含めない。
- ② 提案内容を補足するパンフレット、カタログ等があれば、あわせて6部提出すること。

(7) 提案書等の取り扱い

- ① 提出された書類等は返却しない。
- ② 提出後の提案内容の訂正、追加及び再提出は認めない。

9 審査

(1) 審査委員会

審査は、「令和8年度 小諸市庁内ネットワーク更新業務プロポーザル審査委員会（以下、「審査委員会」という。）」が実施する。審査委員会の委員構成については、評価の公平性を確保するため、公表しないものとする。

(2) 実施日時、場所

令和8年5月28日（木）

詳細な日時及び場所については、提案者へ別途、担当部局から連絡する。

(3) プレゼンテーションの方法

- ① 非公開にて実施する。
- ② プレゼンテーションの実施時間は1社あたり60分以内とし、説明が40分以内、質疑応答を20分程度とする。
- ③ プレゼンテーションは、原則提出した提案書等に記載した事項のみ説明することとし、プロジェクター、スクリーン等を使用して説明することも可とする。プロジェクター、スクリーン、ポインター等については、本市にて用意することが可能であり、使用する場合は事前に連絡すること。なお、各事業者が持ち込むものについては、事前に担当部局に連絡すること。連絡方法は電子メールとする。

(4) 留意事項

- ① 説明は、基本的に本市を担当する予定の者が行うこと。
- ② 会場への入室は5名までとする。
- ③ プレゼンテーション実施後、市が必要と認めたときは、提案書等の内容について説明や資料の提出を求める場合がある。
- ④ 審査の経緯及び結果についての質疑、異議申し立ては一切受け付けない。

10 審査における評価基準

(1) 評価方法及び評価項目

提案者の提案は、審査委員会が評価する。なお、評価項目は次のとおりとする。詳細は、別表「提案書評価基準」(p. 9)のとおり。

評価分類	評価項目	配点
1	業務体制	60点
2	構築	130点
3	保守	80点
4	価格	100点
5	その他	90点
6	総合	40点
	合計	500点

(2) 審査基準点及び選定方法

- ① 選考点は、各審査委員の評価点の合計を審査委員数で除した値とする。
- ② 選考点数が最も高いものを第一位の受託候補者とする。
- ③ 最も高い選考点数が同点となった場合は、同点となった受託候補者のうち、最も高い評価点数を付けた審査委員が多かった候補者を第一位の受託候補者とする。

さらに同点の場合は、参考見積書（任意様式）の安価なものから順位付けを行う。

- ④ 評価点は、項目ごとに、各項目の配点に5段階評価に応じた係数（別表参照）を乗じたものを評価点とする。評価点は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

[配点 × 係数 = 評価点]

評価		係数
A	特に優れている	1.00
B	やや優れている	0.80
C	普通	0.60
D	やや劣っている	0.30
E	劣っている	0.00

(3) 結果の開示、伝達

審査結果は令和8年6月上旬に書面にて提案者に通知する。あわせて、小諸市ホームページにも掲載する。

(4) 留意事項

- ① 提案者が1者であった場合も予定どおり審査を実施する。
- ② いずれの提案者の評価点も満点の6割に満たない場合は、原則として受託候補者を選定しないものとする。ただし、最終的な取り扱いについては、審査委員会において協議の上、決定する。

1 1 辞退

「参加資格確認結果通知書」受領後に辞退する場合は、以下のとおりとする。

- ① 担当部局に事前に連絡のうえ辞退届（任意様式）を提出するものとする。
- ② 辞退届には、届出日、提案事業者名及び辞退事由を明記すること。

1 2 業務の委託

- (1) 審査委員会で選定された第一位の受託候補者と、原則として当該業務を委託するものとする。
- (2) 契約までの間に、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱（平成12年小諸市告示第32号）に基づく指名停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始若しくは民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等、経営状態が著しく不健全であると認められる場合は、契約を行わない。
- (3) 選定された受託候補者と本業務の契約が成立しない場合は、次点の者と契約の交渉を行うものとする。
- (4) 受託者は、提案書等に記載された業務体制をもって、当該業務を誠実に履行するものとする。

1.3 失格要件

以下の事項に該当する場合は、失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提案書等に虚偽の記載がある場合
- (3) 選定中に、提案書等に記載された業務責任者が担当できないことが明らかになった場合
- (4) 選定後に、提案書等に記載された業務責任者が極めて特別な場合（死亡、入院等）を除き、担当できないことが明らかになった場合
- (5) 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
- (6) 選定中に、小諸市建設工事等入札参加資格者に係る指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けた場合、又は会社更生法による更生手続開始若しくは民事再生法による再生手続開始の申立てがなされた等で経営状態が著しく不健全であると認められる場合
- (7) 辞退届を提出した場合
- (8) 関係者に対する工作等、不当な活動を行ったと認められる場合
- (9) その他、審査委員会において不適切と認められた場合

1.4 その他

(1) 言語及び通貨

本業務において使用する言語は日本語、通貨は日本円とする。

(2) 費用負担

本プロポーザルにおける費用は、すべて提案者の負担とする。

別表「提案書評価基準」
提案事業者名「
」

分類	項目	対象	評価観点	評価	配点	合計
1	業務体制	業務体制・実績	<ul style="list-style-type: none"> ・業務体制が明確で、プロジェクトマネージャーを中心に安定した業務遂行が見込まれる。 ・メンバーの保有資格（ネットワーク関連資格等）や、ネットワーク構築に関する実務経験が記載されている。 ・業務のスケジュールが明確かつ現実的であり、令和9年3月31日までの履行期間内に確実に完了できる計画となっている。 		60	60
2	構築	全般	<ul style="list-style-type: none"> ・提案の基本的な考え方（設計方針）が簡潔にまとめられている。 ・ネットワークの全体概要図、物理構成図、論理構成図（VLAN構成含む）が明確に提示されている。 ・三层分離（αモデル）を踏まえたネットワーク設計となっている。 		20	130
		ネットワーク設計・機器構成	<ul style="list-style-type: none"> ・コアスイッチ・サーバスイッチのスタック構成による冗長化など、耐障害性について十分な対策がなされている。 ・ネットワーク機器のコンフィグ等のバックアップ方法や、障害発生時の復旧方法等が明確になっている。 ・ハードウェア、ソフトウェア（ファームウェア含む）が導入時点の最新版である。 ・VLAN設計が適切であり、有線接続と無線接続のVLAN分離によるIPアドレスの効率的な管理が考慮されている。 ・VLAN間のアクセス制御、ルーティング設計が明確で、セキュリティとパフォーマンスの両立が図られている。 ・クライアント端末約500台以上の同時接続に耐えうるネットワーク帯域・スループットが確保されている。 ・各種ネットワーク機器の追加・取替等が容易に行え、将来的な拡張が可能な設計となっている。 ・ネットワーク監視サーバによる死活監視・性能監視・障害検知の仕組みが具体的に提案されている。 		40	
		Wi-Fi環境	<ul style="list-style-type: none"> ・Wi-Fiカバレッジ設計が適切であり、執務室・会議室・議場・共用部において安定した無線通信が確保されている。 ・アクセスポイントの電波最適化（出力・チャネル調整）やローミング制御が具体的に提案されている。 ・当面のL2/L3接続系及び一般インターネット接続系に加え、将来的にセキュリティアプリクラウド経由インターネット接続系、マイナンバー利用事務系の4回線に対応できる設計となっている。 ・総務省「番号法関連規定を踏まえたマイナンバー利用事務系に係る画面転送・無線LAN利用について」に則ったセキュリティ対策が講じられている。 		40	
		認証・セキュリティ	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク接続認証（IEEE802.1X/MAC認証等）の方式が明確で、現実的な運用が可能な提案がされている。 ・野良端末（未管理端末）のネットワーク接続を防止するセキュリティ対策が具体的に提案されている。 ・認証サーバの冗長構成や障害時の運用継続方法が考慮されている。 		30	
3	保守	保守体制	<ul style="list-style-type: none"> ・一元化された窓口の保守体制が整備され、かつ対応フローが明確で、安定した保守業務の遂行が見込まれる。 ・小諸市内の保守拠点の所在が明示され、オンサイト保守の迅速な対応が可能である。 ・ネットワークに関する問い合わせ、相談に対応ができる体制が整備されている。 		30	80
		有事の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・ネットワーク障害（機器故障、ループ障害、回線断等）に関して、対応方法が提示されている。 ・障害発生時の復旧目標時間（RTO）やエスカレーションフローが明確に提示されている。 ・情報セキュリティインシデント（不正接続、マルウェア感染等）発生時のインシデント管理や対応方法が提示されている。 ・大規模災害時の保守業務の対応方法が提示されている。 		30	
		ハードウェア／ソフトウェアの保守	<ul style="list-style-type: none"> ・ハードウェア保守（部品交換、予備機の活用、メーカーサポート連携等）体制が整備されている。 ・ソフトウェア・ファームウェアの保守（セキュリティアップデート、脆弱性対応等）体制が整備されている。 ・保守期間60ヶ月を通じて、メーカーのEoS（End of Support）に抵触しない製品ライフサイクルが確保されている。 		20	
4	価格	構築等費用	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務（調査・設計、機器調達、構築、移行、撤去・廃棄等）の総額費用。 ・費用の内訳が明確で、費用対効果が優れている。 		50	100
		保守費用	<ul style="list-style-type: none"> ・次期ネットワーク環境の60ヶ月の保守費用の総額。 ・費用の内訳が明確で、費用対効果が優れている。 		50	
5	その他	セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・本業務の構築段階で想定される主なセキュリティリスク（施工中の情報漏えい、設定ミスによる脆弱性等）とその対策について、具体的に提示されている。 ・保守段階において発生しうる情報セキュリティリスク（ファームウェアの脆弱性、不正接続、設定変更に伴うリスク等）と対策について、具体的に提示されている。 		20	90
		移行方法	<ul style="list-style-type: none"> ・現行ネットワーク環境から次期環境への移行方法が明確に提示されている。 ・移行時の業務停止時間を最小限に抑える工夫がなされている。 		20	
		現行機器の撤去・廃棄	<ul style="list-style-type: none"> ・現行ネットワーク機器の撤去・廃棄方法が明確に提示されている（データ管理・消去等を含む）。 		20	
		有益な提案	<ul style="list-style-type: none"> ・仕様書に示した基本的事項と比較して、機能的・管理的・費用的等に優れた提案がされている。 ・ネットワーク運用管理の効率化や、将来的なDX推進に資する有益な提案がされている。 		20	
		プレゼンテーション	<ul style="list-style-type: none"> ・委員が理解しやすい説明となっている。 ・委員の質問に対する応答が的確である。 		10	
6	総合		<ul style="list-style-type: none"> ・総合的に判断し、業務を委託するのに適正である。 		40	40
合計						500

評価点は、項目ごとに、各項目の配点に5段階の評価に応じた係数を乗じたものを点数とする。評価点は小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位まで求める。

$$[\text{配点} \times \text{係数} = \text{評価点}]$$

評価		係数
A	特に優れている	1.00
B	やや優れている	0.80
C	普通	0.60
D	やや劣っている	0.30
E	劣っている	0.00